川越地区消防組合消防署長交際費の支出及び公表に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、消防署長又はその代理者が川越地区消防組合消防署を代表して行う個人又は団体との交際に要する経費（以下「消防署長交際費」という。）の支出及び公表について、必要な事項を定めるものとする。

（支出の基準）

第２条　消防署長交際費の支出に当たっては、支出内容及び支出先が社会通念上妥当と認められる範囲で、かつ、支出金額が必要最小限の金額（１万円を限度とする。）となるよう努めるものとする。

（支出区分）

第３条　消防署長交際費の支出区分及び支出内容については、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　慶弔等　消防行政への協力及び支援関係にある個人又は団体が行う各種記念式典、行事に対する祝い金

⑵　会合等　各種団体等が行う会議、研修会に出席する場合の懇談会等の経費であって次に掲げるもの。ただし、飲食を伴わない場合は支出しない。

ア　金額が案内文に明記されている場合　その額

イ　金額が案内文に明記されていない場合　実費相当額

⑶　渉外　来賓、視察、折衝に係る土産品、記念品　原則として１件につき２，０００円以内（消費税額分を除く。）

⑷　その他　前各号に掲げるもののほか、消防行政運営上特に必要があると消防署長が認めるもの

（公表）

第４条　公表する消防署長交際費の内容は、支出日、支出内容（支出先を含む。）及び支出金額とする。

２　公表は、毎月行うものとし、当月分をまとめ、翌月の１０日までに行うものとする。

３　公表の方法は、川越地区消防組合のホームページへの掲載及び統括管理課における閲覧とする。

（改正）

第５条　この要綱は、消防署長交際費の支出内容及び支出金額が、住民の感覚に合致したものとなるよう、社会経済情勢の変化等に十分配慮し、適宜見直しを行うものとする。

（その他）
第６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は川越北消防署長が定める。

附　則

この要綱は、令和５年１月１日から施行する。